

補助対象事業者について

Q 1 補助対象事業者の要件はあるか。

県内に事務所・事業所を有する、中小企業等経営強化法第2条第1項に基づく「中小企業者」が対象です。（下表のとおり）

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
ただし次の業種は以下のとおり		
⑤ゴム製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下

Q 2 補助対象事業者の業種に制限はあるか。

下記の業種（日本標準産業分類による）は補助対象外となります。

- 1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
- 2 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- 3 金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
- 4 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- 5 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- 6 以下のサービス業
 - (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。）
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。）
 - (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - (7) 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）

Q 3 個人事業者は対象となるか。

税務署に開業届を提出している場合、対象となります。

Q 4 フリーランスで活動しているが、対象となるか。

Q 3の個人事業者に該当する場合は対象となります。

Q 5 「みなし大企業」は対象となるか。

対象となりません。

次の法人は対象となるか。

Q 6

①公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO（特定非営利活動法人）、学校法人、医療法人、任意団体など

②国や地方公共団体が出資する企業及び第三セクター

①中小企業等経営強化法第2条第1項の中小企業者に該当しないため、対象となりません。

②対象となりません。

Q 7 本社が秋田県外にあるが、対象となるか。

秋田県内に事務所・事業所を有している場合は対象となります。

Q 8 これから創業する場合は対象となるか。

申請時点で開業していない創業予定者は対象となりません。

Q 9 施設がないが、対象となるか。

事業活動のために所有又は賃貸借している事務所や工場等の施設の省エネ設備への更新に対する補助事業のため、施設を有していない場合は対象となりません。

Q 10 建物をすべて新築する場合は対象となるか。

建物（事務所、工場等）をすべて新築した場合に発生する経費は対象となりません。

補助対象経費について

Q11 本社は秋田県内にあるが、県外の支店や工場等に設置・納品するものは対象となるか。
対象となりません。秋田県内にある施設の設備を更新する場合のみ対象となります。

Q12 消費税は対象となるか
対象となりません。補助対象経費へは税抜きを記載してください。

Q13 振込手数料は対象となるか。
対象となりません。振込手数料を相手側が負担した場合は実質的な値引きとなりますので、振込手数料を差し引いた額が補助対象経費となります。

Q14 キャンセル料は対象となるか。
対象となりません。

Q15 個人間で売買（フリマやオークション等）したものは対象となるか。
対象となりません。

Q16 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。
対象となりません。

Q17 自社製品は対象となるか。
対象となりません。

Q18 海外からの輸入品購入は対象となるか。
対象となります。ただし、外国語で記載された書類等は日本語訳を添付してください。

Q19 中古品は対象となるか。

【古物商から購入する場合】

生業かつ主要業務とする業者（中古流通事業者等）から購入したもので省エネ又は高効率効果が5%以上であることを第三者（原則として設備メーカーまたは納入業者）が証明できる場合は対象となります。

【企業間で取引する場合】

補助対象経費は、取得先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とします。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかでない場合に限り対象とします。

Q20 更新した設備のリース料は対象となるか。
対象となりません。

Q21 新たな設備の導入は対象となるか。

対象となりません。既存設備を省エネ設備に更新する場合のみ対象となります。

Q22 汎用性のあるもの（パソコンやタブレット端末、コピー機等）は対象となるか。

事業用に専ら使用される場合は対象となります。

Q23 本業（生産工程等）に直接関与しない部分（休憩室の空調設備等）の更新は対象となるか。

従業員の休憩室など、事業用に専ら使用される場合は対象となります。

Q24 車両は対象となるか。

営業活動等で利用する一般車両は対象となりません。事業用に専ら使用される特殊車両のみ対象となります。

Q25 太陽光発電設備は対象となるか。

対象となりません。

【R4.10.21更新】

Q26 自宅兼事業所の設備は対象となるか。

対象となりません。事業用に専ら使用される設備のみ対象となります。

Q27 交付申請時に予定していた導入設備と異なる設備を導入することは可能か。

当初予定していた設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には対象となりますが、当初予定していた設備と同程度の省エネ又は高効率効果を有することが証明できるものに限りです。

内容によっては変更承認申請が必要となります。必ず事前にご相談ください。

Q28 補助対象期間内に購入した設備が、既に毀損、滅失又は破棄されている場合は対象となるか。

購入した設備等が、既に毀損、滅失又は廃棄している場合は、省エネ設備への更新という目的が達成されないため、対象となりません。

Q29 対象外経費と対象経費が混在している場合はどうすればいいか。

対象外と対象の経費が明確に確認できる場合、対象経費については対象となります。

Q30 省エネ設備への更新のため、社内設備の診断などについて外部の方に委託をする部分の経費は対象となるか。

対象となりません。

Q31 据付工事費や既存設備の撤去工事費・処分費は対象となるか。

総事業費の50%を上限として対象となります。ただし、省エネ設備への更新のために必要と認められる範囲に限ります。

Q32 既存設備の廃棄等はいつまでにすればいいか。

原則、事業期間内での廃棄、売却、下取り、引取り等としてください。既存設備の廃棄等の状況についても県へ報告する必要があります。なお、売却や下取り等により収入が発生する場合は、当該収入を総事業費から差し引きます。

Q33 令和5年1月31日までに設備の納入、支払いが間に合わない可能性がある場合はどうすればいいか。

令和5年1月31日までに支払いが完了したもののみ、対象となります。また、同日までに実績報告書を県へ提出する必要があります。

Q34 既に発注済である場合や、全部または一部の工事、設備納入が終了している場合は、対象となるか。

令和4年6月21日以降に契約や発注を行ったもので、対象経費の要件にあてはまるものは対象となります。なお、補助金の交付決定前の事業着手（契約や発注）については、県は一切の責任を負わず、当該着手に係る全ての損失等は、申請者自らの責任であることを了知して着手するものとします。

Q35 見積書を徴取していないものがあるが、申請は可能か。

申請日以降に発注や契約するものについては、申請時に見積書（Q39も参照）が必要となります。なお、申請時の事業着手状況によって、申請時や実績報告時に必要となる書類が異なります。Q56をご確認ください。

※予算に達した場合、募集期間内であっても受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

※実績報告の段階で、発注日・更新設備の性能等、納品日（引き渡し日）、支払日、支払額等を確認できない支出に関しては、補助金を支払うことが出来ません。十分ご注意ください。

Q36 現金払いは対象となるか。

対象となりません。原則として、銀行振込により支払いを行ってください。

Q37 既に購入した設備等について、現金で支払っているものがあるが、対象となるか。

令和4年6月21日から交付決定日までに支出したものについては、出金伝票や支出が分かる帳簿の写しを提出してください。

補助事業者が支払ったことが確認できる書類がない場合は対象となりません。

Q38 クレジットカード払いは対象となるか。

原則として、銀行振込により支払いを行ってください。

クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード利用明細及びクレジットカード利用料金の支払いが確認できる書類の写しを提出してください。

なお、法人の場合は、個人のクレジットカードで支払ったものについては対象となりません。

クレジットカードにより経費を支払う場合は、クレジットカード利用料金の引落が補助事業実施期間内に行われた場合に限り、補助の対象とすることができます。

Q39 例えば、単価が5万円の物品を2台購入する場合は合計額が10万円となるが、2社以上の見積もりを徴取する必要があるのか。

原則として、1件の契約で10万円以上となる場合、2社以上の見積書が必要となります。

ただし、10万円以上の支払いにおいて、特定の相手方と随意契約を行う場合は、その相手方と契約しなければならない理由を示した選定理由書を作成してください。

なお、申請日時点で事業に着手しており、見積書を徴取していない場合は、Q56を確認の上、必要書類を提出してください。

申請について

Q40 申請の方法はどうすればいいか。

申請は電子申請でのみ受け付けます。

※申請の募集期間は、令和4年11月2日（水）9時30分～11月16日（水）です。

※パソコン等をお持ちでない方は、コールセンター（TEL 018-860-5166）までご相談ください。

Q41 パソコン等を持っていない場合はどうすればいいか。

コールセンター（TEL 018-860-5166）までご相談ください。

Q42 補助金を申請するための各種提出書類は、どこで入手できるか。

電子申請の入力フォーム内や下記の秋田県ホームページより、申請書類一式をダウンロードし作成の上、全ての書類を揃えて、電子申請にて申請してください。

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/68155>

Q43 複数施設（事務所、工場等）で省エネ設備への更新を行いたいが、それぞれ申請可能か。

1社あたり1申請となります。まとめて一つの計画として申請してください。

補助限度額も1社あたりの額となります。

Q44 売り上げ減少などの要件はあるか。

ありません。

Q45 いつまでに取組（省エネ設備への更新）を行えばいいのか。

対象となる事業実施期間（補助対象期間）は令和4年6月21日から令和5年1月31日までです。

令和5年1月31日までに事業（設備等の納入から支払いまで）を完了し、実績報告を県へ提出する必要があります。

Q46 実績報告の方法はどうすればいいか。

実績報告は電子メール又は郵送で受け付けます。提出先は下記のとおりです。

【製造業】

- ・ 郵 送：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 地域産業振興課 宛
- ・ メール：shoene01@mail2.pref.akita.jp

【非製造業】

- ・ 郵 送：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 商業貿易課 宛
- ・ メール：shoene02@mail2.pref.akita.jp

Q47 申請は先着順か。

電子申請による「先着順」となります。

募集期間内であっても、予算が無くなり次第、受付終了となります。

Q48 申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなりますか。

申請内容に不備書類や不足書類があった場合は、申請を受理しない場合があります。事務局より不備あるいは不足に関する連絡をしますので、連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

Q49 現況設備（更新前）の写真撮影に関して注意点はありますか。

設置場所や使用状況の分かる設備全体の写真を撮ってください。なお、実績報告時（申請時点で、納品済の場合は申請時）には更新後の写真も必要となり、加えて型番等が明記されている設備については、機種等を特定するための型番の記載がある箇所が分かるように写真を撮ってください。

Q50 他の補助金を受給していても申請は可能か。

原則として他の補助金と重複申請はできません。ただし、市町村等の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。

Q51 事業計画の内容は途中で変更できるのか。

変更の内容によって、事前に「交付条件等変更承認申請書」又は「補助事業等変更承認申請書」を提出し、変更承認を受ける必要があります。

Q52 事業は途中で中止できるか。

中止することは可能です。ただし、事前に「補助事業等中止（廃止）承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

Q53 補助金を申請者とは別の口座に振り込むことはできるか。

振込先は、法人は法人名の口座、個人事業主は申請者名義の口座のみとなります。

Q54 主な業種が非製造業の事業者における製造部門の設備更新の場合は、製造業で申請することはできるか。

あくまでも主な業種で判断しますので、主な業種が非製造業である場合は、非製造業として申請してください。

Q55 補助金はいつ支払われるか。

実績報告書等に基づく完了検査を実施後、請求書（様式第12号）を提出する必要があります。請求書の提出後、補助金の支払手続きを行い、概ね1か月程度で指定の口座に振り込まれます。

Q56 申請のために必要な書類はなにか。

- 申請パターン別に、次の表の書類が必要となります。申請受付後、内容によっては、この他の書類の提出を求められることがあります。
- なお、申請パターンにかかわらず、先着順となります。予算に達した場合、募集期間内であっても受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。
- 補助金の交付決定前に事業を着手（発注や契約）することも可能ですが、当該着手については、県は一切の責任を負わず、当該着手に係る全ての損失等は、申請者自らの責任であることを了知して着手するものとします。

		A 補助金の交付決定日以降に発注や契約をする場合 (申請日以降で交付決定前に発注や契約をする場合を含む)		B 申請日時時点で、発注や契約まで済んでいる場合		C 申請日時時点で、納品(引き渡し)まで完了し、支払いが済んでいない場合		D 申請日時時点で、納品(引き渡し)が完了し、支払いも全て済んでいる場合	
		申請時 (システム)	実績報告時	申請時 (システム)	実績報告時	申請時 (システム)	実績報告時	申請時 (システム)	実績報告時
1	補助金等交付申請書(様式第1号)	○		○		○		○	
2	事業実施計画書(様式第2号)	○		○		○		○	
3	収支予算書(様式第3号)	○		○		○		○	
4	申請者概要書(様式第4号)	○		○		○		○	
5	誓約書(様式第5号)	○		○		○		○	
6	設備比較証明書(様式第6号) ※補助対象とする全ての設備について証明が必要	○		○		○		○	
7	債権者登録票(様式第7号)	○		○		○		○	
8	補助金振込口座のカナ名義・口座番号等が確認できる書類(通帳ページのコピー(表紙裏面/カナ名義、口座番号等の分かるページ)等)	○		○		○		○	
9	直近決算書	○		○		○		○	
10	見積書の写し ※据付工事費、既存設備の撤去工事費・処分費を補助対象とする場合は、その部分の金額の内訳が確認できるものも必要(例:見積書の積算内訳の写し等) ※単価が10万円以上の場合は、原則2者以上の見積書の写しの提出とするが、単独随意契約で購入する必要がある場合は、「選定理由書(参考様式)」を添付	○		-	-	-	-	-	-
11	履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)	○		○		○		○	
12	更新前の設備の写真(設置場所や使用状況がわかる全体の写真及び、機種の種類等の記載内容が確認できる写真)	○		○		○		○	
13	補助事業等実績報告書(様式第8号)		○		○		○		○
14	事業実績書(様式第9号)		○		○		○		○
15	収支精算書(様式第10号)		○		○		○		○
16	既存設備の廃棄等証明書(様式第11号) ※既存設備の売却や下取り等により収入が発生した場合は、収入額が確認できる書類も必要		○		○		○		○
17	発注日・更新設備の性能等を確認できる書類(例:仕様書、発注書、請書、契約書等の写し)		○		○ ※発注金額もわかるもの		○		○
17-2	据付工事費、既存設備の撤去工事費・処分費を補助対象とする場合は、その部分の金額の内訳が確認できるもの(例:発注明細書の写し等)				○				
18	納品日(引き渡し日)が確認できる書類(例:納品書等の写し)		○		○		○		○
19	支払額の内容が確認できる書類(例:請求書及び請求内訳の写し等) ※据付工事費、既存設備の撤去工事費・処分費を補助対象とする場合は、その部分の金額の内訳が確認できるものも必要		○		○		○ ※支払予定額の内容		○
20	支払日・支払額が確認できる書類(例:領収書、銀行振込受付書、通帳の写し等)		○		○		○		○
21	更新後の設備の写真(設置場所や使用状況がわかる全体の写真及び、機種の種類等の記載内容が確認できる写真)		○		○		○		○
22	請求書(様式第12号) ※県に提出する補助金の請求書				県の完了検査後				県の完了検査後

Q57 **【R4.10.13追加】**
既存設備を改修工事した場合は補助対象となるか。

対象となりません。既存設備を省エネ設備に更新する場合のみ対象となります。

Q58 **【R4.10.13追加】**
既に購入した設備とこれから購入する設備を合わせて申請することは可能か。

可能です。

申請は1事業者あたり1回限りですので、Q56のA～Dの申請パターンごとの必要書類を確認の上、既に購入した設備及びこれから購入する設備のそれぞれのパターンで申請時に必要な添付書類を準備し、まとめて申請してください。

Q59 **【R4.10.14追加】**
既存設備がリースの場合、当該設備を省エネ設備に更新する費用は補助対象となるか。

対象となりません。